

令和5年度 第12回農業委員会総会 (6. 2. 20)
開 会 午後2時00分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第12回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 2番 中村委員、3番 川島委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、2月16日午前に11番小川委員、14番酒井委員及び
事務局、同日午後15番高橋委員、2番中村委員及び事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ブルーベリー、オリーブ、ミカン、キンカン等の柑橘類が作付けされ
ていました。下草の管理もしっかりされており、問題ありません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、カキ、ブルーベリー、ミカンが作付けされていきました。下草もほとん
どなく、管理されたきれいな畑でした。問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 3番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 3番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、2月16日午後に15番高橋委員、2番中村委員及び事務局とで行っております。

3番

現地案内図は、3ページ及び4ページ、3番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ネギ、ハクサイ、カブ、ホウレンソウ、スナップエンドウ、ブロッコリー、オータムポエム、ノラボウ菜が作付けされておりました。問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～ 4番 申請者

5番 申請者

6番 申請者

以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番から6番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、2月16日午前中に11番小川委員、14番酒井委員及び事務局、同日午後に15番高橋委員、2番中村委員及び事務局とで行っております。

4番

現地案内図は、5ページ、4番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ノラボウ菜、春菊、ブロッコリーが作付けされておりました。綺麗に下草の管理もされており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、6ページ、5番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ネギ、アスパラガス、ニンニク、ソラマメ、キャベツが作付けされて
いました。問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、7ページ、6番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、今年の作付けに向けて綺麗に管理されている状態でした。問題ござい
ません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上3件を農業経営継続中として証明することに決定いた
します。

以上が今月の議案でございます。

次に、1月11日から2月9日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたもの
について報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 7番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 7番

現地案内図は、8ページ及び9ページ、7番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月24日をもって行
いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ ないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報
告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 8番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

事務局～ 8番

現地案内図は、10ページ、8番です。

転用目的は診療所、店舗です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

9番 譲受人

譲渡人

10番 譲受人

譲渡人

11番 譲受人

譲渡人

12番 譲受人

譲渡人

13番 譲受人

譲渡人

14番 譲受人

譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

なお、9番から11番が関連しており、また、13番と14番が関連しておりますので、それぞれまとめて報告いたします。

9番

10番

11番

現地案内図は11ページ、9番から11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

12番

現地案内図は12ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

13番

14番

現地案内図は13ページ、13番及び14番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月24日及び2月5日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

15番

現地案内図は、14ページ、15番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。